

## 北広島市青葉浄水場跡地利活用事業公募型プロポーザル質問回答【第1回目の質問への回答】

No.	質問箇所	内 容	回 答
1	【募集要項2ページ「2 (10) ④植樹、立木】】	植樹、立木に関してすべて伐採抜根して廃棄処分としたいと考えておりますが、よろしいでしょうか？また、近隣から処分に関しての注文や意見等はありませんでしょうか？	植樹、立木を廃棄処分して差し支えありません。現時点で近隣から処分に関しての注文や意見等はありませんが、解体撤去前の住民説明等において十分に説明を行ってください。
2	【募集要項2ページ「管の現状】】	井戸室の井戸の管は水圧がかかっていますか？	水圧はかかっていませんが、地下水が自噴している可能性があります。
3	【募集要項3ページ「4 (3) 北広島市税の滞納がないものについて】】	そもそも弊社は北広島市に納税しておりませんので滞納もありませんが、この場合でも参加資格はありますでしょうか？また参加申込書の添付書類ウの北広島市税の納税証明書(未納がないことの証明書)は発行してもらえるのでしょうか？	北広島市に納税義務がない場合、滞納もありませんので参加資格を満たすこととなります。なおこの場合、北広島市税の納税証明書は発行できません。
4	【募集要項4ページ「5 (1) ④既存施設の解体撤去、埋戻しについて】】	市への報告時期と住民説明時期はどのくらい前までが許容範囲でしょうか。	着手の1か月前程度を想定していますが、引渡から着手までの期間が短い場合、協議させていただきます。
5	【募集要項4ページ「5 (1) ④既存施設の解体撤去、埋戻しについて】】	市で想定する最低限の住民説明対象範囲を示してほしい。	募集要項6ページ6 (7) ②に記載のとおりです。

No.	質問箇所	内 容	回 答
6	【募集要項4ページ「5(1)⑧工事記録の保管】	具体的な工事記録の内容を示してほしい。	契約締結前に協議させていただきます。
7	【募集要項4ページ「5(1)⑩市の調達残土】	汚染土でない証明のため、「土砂発生元の産地証明書」を発行いただくことは可能でしょうか。	産地証明書の発行はできません。
8	【募集要項4ページ「解体工事時】	今の既存の出入り口は、歩道に敷鉄板養生で使わせてくれるのか。	自転車道の整備が始まるまでは、既存の出入口を敷鉄板なしで使用できますが、自転車道整備時期との調整が必要であり北海道と協議してください。
9	【募集要項4ページ「解体工事時】	解体には、北広島市の検査等もあるのでしょうか。	募集要項4ページ5(1)④に記載のとおりです。
10	【募集要項4ページ「解体工事時】	今現状で敷地内にある水道を、散水栓として改造し使用可能でしょうか。	現在、敷地内に利用可能な配水管がないため、水道を使用できません。
11	【募集要項5ページ「6(3)②ウ上水道関連について】	令和6年3月末までかかるのか、整備されるφ100mmの配水管の詳細スケジュールを示してほしい。	令和5年12月末までに完成の予定です。今後発注につき詳細スケジュールは現時点でお示しできません。
12	【募集要項5ページ「6(3)②ウ上水道関連について】	市の整備と当該地の開発行為の関連性を示してほしい。例えば、市の整備工事前でも、開発許可が出るのか、造成工事完了後の完了検査が受けられるのか、配水管の帰属及び移管はされるのでしょうか。	工事工程については、市水道部との協議が成立していれば開発許可は可能です。水道についての工事完了検査は、水道法又はこれに準ずる条例の適用を受ける水道について当該法令に基づく検査を行うこととなっているものは、この検査を受けることで開発行為の完了検査を受けたものとします。公共施設の帰属及び移管については、工事の完了告示後に発生します。

No.	質問箇所	内 容	回 答
1 3	【募集要項6 ページ「6 (4) 試掘費用の負担について】】	試掘可能日はいつからになるのでしょうか。	契約締結後を想定していますが、特に希望する場合、参加申込書等提出者に提出日以降の試掘を認めます。
1 4	【募集要項6 ページ「6 (4) 試掘費用の負担について】】	試掘にあたっての詳細手続きを示してほしい。	日程、試掘箇所等の調査概要を記載した届出書(様式任意)の提出を求めます。
1 5	【募集要項6 ページ「6 (7) 周辺住民の対応】】	市で想定する最低限の住民説明対象範囲を示してほしい。	募集要項6 ページ6 (7)②に記載のとおりです。
1 6	【募集要項6 ページ「6 (8) 集会所の建築について】】	集会所の建築は必須条件でしょうか？もし建築しなくてはいけない場合、市の方で管理していただかないとこの団地住民世帯数では維持管理ができないため、その土地建物は市の方に無償にて帰属したいと考えますが可能でしょうか？	北広島市まちづくり指針第14条第2項第3号に記載のとおり、集会所等はその必要性について検討するものとされており、建築は必須条件ではありません。
1 7	【募集要項6 ページ「6 (9) 市への定期的な進捗報告】】	報告の指定様式等あるのでしょうか。	指定様式等はありません。
1 8	【募集要項6 ページ「6 (9) 市への定期的な進捗報告】】	毎月の市への報告はメール等によるデータの送付でいいのでしょうか。若しくは対面による書面報告でしょうか。	基本的にメールでの報告を想定していますが、必要に応じ対面報告を求めることがあります。
1 9	【募集要項14 ページ「9 (4) 契約不適合責任】】	市の不適合責任には、土壌汚染及び地中埋設物も含まれるのでしょうか。	土壌汚染及び地中埋設物も含まれます。
2 0	【募集要項14 ページ10「辞退する場合】】	一度参加申込して辞退することとなった場合の方法を示してほしい。	【様式2-9】「辞退届」をご提出ください(募集要項14 ページ10「参加辞退」参照)。

No.	質問箇所	内 容	回 答
2 1	【資料⑥「出入口の間口・幅・面積について」】	「出入口の幅・面積ありき」で交換する緑地用の土地の面積を分筆することで間違っていないか？「緑地用の土地ありき」ではないと認識しました。但し、現状の緑地面積は確保する。別紙 PDF 参照ください	「出入口の面積を確定し、同じ面積を分筆し緑地用地として市と交換する」という認識で間違いありません。
2 2	【資料⑥「出入口の数について」】	出入口の数は構造上繋がっていれば1箇所ということでしょうか？出入口の土地を3つに分筆した場合でも1箇所とみられますか？	出入口については、「出」と「入」の一对をもって、1箇所となります。 なお、構造上連続した複数箇所の出入口を設けることは、分筆の有無にかかわらず歩行者の安全確保の観点から認められません。
2 3	【資料（6）別紙【自転車道整備に伴う接道の確保について】P1 自転車道】	自転車道の整備時期が未定とのことだが、当該地事業と重なる可能性はないのでしょうか。	自転車道の整備時期と、当該地事業の時期とが重なる可能性がありますので、北海道との調整を行いながら、事業を進めていただく必要があります。
2 4	【資料（6）別紙【自転車道整備に伴う接道の確保について】P1 自転車道】	自転車道用地の当該地の境界沿いの完成イメージ（仕様）を示してほしい。	自転車道線は音江別高台線と音江別川を橋梁で横断する構造となるため、現在使用している浄水場跡地への出入口付近から音江別川に向かい約5%の登り勾配で自転車道線が整備されます。音江別高台線手前にできる橋台までは自転車道線の高さに合わせた勾配で法面により整備される予定です。自転車道線と浄水場跡地の間には、北進通の特徴となる緩衝緑地（都市公園）が残ります。

No.	質問箇所	内 容	回 答
25	【資料(6)別紙【自転車道整備に伴う接道の確保について】P1自転車道】	当該地に開発道路を設けた場合に交差点が生じるが、横断部について自転車道路と連携を持たせる必要はあるのでしょうか。仕様の指定があれば示してほしい。	市道となるか取付道路となるかにより交差点の形状が変わります。自転車道線については、快適に走行できる道路が望ましいと考えており、取付道路となる場合には、自転車道線が優先と考えます。
26	【資料(6)別紙【自転車道整備に伴う接道の確保について】P1自転車道】	新設される自転車道は車道扱いか歩道扱いでしょうか？造成地取付道路は一時停止義務ありでしょうか？	自転車道は、「自転車歩行者専用道路」になります。出入口が取付道路である場合には自転車道が優先道路となるため、横断時に一時停止して安全確認をしていただくこととなります。
27	【資料(6)別紙【自転車道整備に伴う接道の確保について】P2出入口の位置】	取付道路(私道)を2箇所以内とする理由を示してほしい。	前面の市道北進通線が幹線道路であること、出入口が自転車道を横断する構造となることなどから、安全確保のため、敷地内への出入りに必要な最小限の箇所数としました。
28	【資料(10)2「既存解体撤去の公開データについて】	数量総括表の拾い調書データ及び図面データを頂くことはできますでしょうか？理由として図面の数字が読み取れないことやコンクリート解体数量の地上部分と地下部分の内訳を知りたいためです。	当該調書データ及び図面のデータを希望する場合、窓口でお渡しいたしますので水道部経営管理課にご連絡をお願いします。
29	【資料(10)2「既存解体撤去の公開データについて】	数量総括表の項目は、どのような施工工程で検討した数量でしょうか？	市の積算は、実際の工事方法等を拘束するものではありません。各事業者の判断において、より適切な工事方法等を選択してください。

No.	質問箇所	内 容	回 答
30	【資料(10)2数量総括表「仮設工 根拠図 防振対策工について」】	空溝：L=85mは必須工事でしょうか？	市の積算は、実際の工事方法等を拘束するものではありません。各事業者の判断において、より適切な工事方法等を選択してください。
31	【資料(10)2数量総括表「仮設工 根拠図 防音対策工について」】	工事施設費 仮囲防音シート張り高さ 3m周囲 500mとありますが、解体物から離れすぎていて防音効果がないと思われますので、敷地周囲は防塵対策ネット高さ1mとし、各解体建物の周囲を個別に防音シートを張る工法でもよろしいでしょうか？	市の積算は、実際の工事方法等を拘束するものではありません。各事業者の判断において、より適切な工事方法等を選択してください。
32	【資料(10)2数量総括表「PCB含有物について」】	PCB含有物(照明器具・シーリング材)の調査報告がありませんでしたが、調査の必要はありませんでしょうか？また、含有されていた場合の対応(運搬・処理)は通常所有者がすることになっておりますが、市の方での対応は考えておりますでしょうか？	土地の引渡しまでに市が処理しますので事業者が調査を行う必要はありません。
33	【資料(10)2数量総括表「管理棟1階の発電機について」】	発電機エンジンの燃料タンク(貯蔵庫)の調査は必要ないでしょうか？必要である場合には行政への申請・届出が必要となることはありますでしょうか？	発電機エンジンの燃料タンクは、ドラム缶のような構造で、発電機室内に設置されています。満タンで390リットルの表示がありますが、中は空となっています。申請・届出の必要はありません。

No.	質問箇所	内 容	回 答
34	【資料(10)2数量総括表「浄水処理棟取壊し工について」】	開口部を取壊し、クレーンにて機材を搬出する積算になっておりますが、通常は解体しながら解体機械により機材を搬出する方法で行いますが、それでよろしいでしょうか？	市の積算は、実際の工事方法等を拘束するものではありません。各事業者の判断において、より適切な工事方法等を選択してください。
35	【資料(10)2数量総括表「導水管薬注室取り壊しについて」】	解体の際に建物東側の北広島市の公園用地を一部掘削してもよろしいでしょうか？	ホームページに掲載している参考図においても公園敷地に掘削範囲が出ているため、必要最小限の範囲での掘削を認めます。なお、掘削に際して支障となる樹木の抜根を含む撤去は申請者の負担とします。
36	【資料(10)2数量総括表「根拠図土工平面図(場内配管)にある場外配水管について」】	場外の配水管Φ300、Φ350は既に撤去済みでしょうか？未だ撤去されていない場合はどうすればよろしいでしょうか？	場内外の配水管はすべて当時のまま残置されています。場外配水管等は市で撤去を行いますが、既存施設の解体撤去工事の際、管口処理までは事業者で処理をお願いします。
37	【資料(10)2施設解体数量総括表】	仮設工の中に振動対策工とあるが、近隣との協定があるのでしょうか？	協定はありません。
38	【資料(10)4用地平面図について】	CADデータはあるのでしょうか？	データを希望する場合、窓口でお渡しいたしますので水道部経営管理課にご連絡をお願いします。
39	【資料(10)4用地平面図について】	地盤レベルの記載のある図面はあるのでしょうか？	ありません。

No.	質問箇所	内 容	回 答
4 0	【その他：隣地樹木等の越境について】	現地説明会時に隣地の樹木等がかなり越境しているのを確認したが、越境の是正はしてもらえるのでしょうか。	越境している幹・枝については、地上に出ている部分は市で撤去しますが、土中の根の撤去については申請者の負担とします。詳細については、市建設部都市整備課と協議願います。
4 1	【その他：隣地(地番58-2)について】	隣地(地番58-2)の利用方法等は決まっているのでしょうか。また、排雪はさせてくれるのでしょうか。	下水道管路用地につき維持管理の支障となるおそれがあり排雪のため使用はできません。
4 2	【その他：隣地(地番53-1)について】	線路側の公園用地を高低差処理のための造成協力は可能でしょうか？	当該緑地は鉄道からの遮音性を考慮した遮断緑地であるので、樹木の伐採を既存隣接住宅への影響の無い必要最小限範囲とした申請者による造成を認めます。 その際に、水処理施設等の整備が必要な場合及び再植樹の費用は申請者の負担とします。詳細については、都市整備課と協議願います。
4 3	【その他：開発道路について】	イメージランプなど化粧舗装は可能でしょうか。	通学路や安全対策上特に必要となる区間以外は不可とします。
4 4	【その他：歩行者専用道について】	北進通歩道からの本事業地内への歩行者専用道設置は可能でしょうか。	環境保全、災害対応、通行の安全、事業活動の効率化を勘案して適切に配置され、道路管理者等と協議されたものについては、道路の位置によりますが、設置が可能です。
4 5	【その他：汚泥処理槽について】	汚泥槽の汚泥の状況、また、汚泥処理は、どちらですのでしょうか。	汚泥処理槽には少量の泥が堆積しており、浄水場休止後、雨水や浸透水などにより、少しずつ堆積したものと思われます。堆積している汚泥は事業者処理していただきます。